無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年四月十三日

一、墳墓等所在地　東京都港区南青山二丁目二六番三八号

一、墳墓等の名称　梅窓院墓苑　七区K列一九番

前田家、七区K列二〇番　吉田家

一、死亡者の本籍及び氏名　七区K列一九番　不詳、七区K列二〇番　不詳

一、改葬を行おうとする者　東京都港区南青山二丁目二六番三八号　宗教法人梅窓院　住職　中島　真成

任意清算公告

当社は、平成二十三年三月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年四月十三日

愛知県日進市五色園一丁目一一一六

合資会社平野アイソ

代表社員　平野　貴久

債権申出の公告（第一回）

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十三日

山口県周南市平和通一丁目一〇―二

西京銀行企業年金基金

清算人　河村　稔

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　ＮＳＤビジネスサービス株式会社　東京都新宿区西新宿二丁目七番一号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十三年四月十三日

東京都新宿区西新宿二丁目七番一号

ＮＳＤビジネスサービス株式会社

代表取締役社長　権藤　恭子

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　ＮＳＤビジネスサービス株式会社名古屋支店　愛知県名古屋市中村区名駅四―七―一ミッドランドスクエア一三階

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十三年四月十三日

東京都新宿区西新宿二丁目七番一号

ＮＳＤビジネスサービス株式会社

代表取締役社長　権藤　恭子

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　ＮＳＤビジネスサービス株式会社　ＮＳＤビジネスサービス株式会社名古屋支店　愛知県名古屋市中村区名駅四―七―一ミッドランドスクエア一三階

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十三年四月十三日

東京都新宿区西新宿二丁目七番一号

ＮＳＤビジネスサービス株式会社

代表取締役社長　権藤　恭子

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　ＮＳＤビジネスサービス株式会社　ＮＳＤビジネスサービス株式会社名古屋支店　愛知県名古屋市中村区名駅四―七―一ミッドランドスクエア一三階

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十三年四月十三日

東京都新宿区西新宿二丁目七番一号

ＮＳＤビジネスサービス株式会社

代表取締役社長　権藤　恭子

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　ＮＳＤビジネスサービス株式会社　ＮＳＤビジネスサービス株式会社名古屋支店　愛知県名古屋市中村区名駅四―七―一ミッドランドスクエア一三階

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十三年四月十三日

東京都新宿区西新宿二丁目七番一号

ＮＳＤビジネスサービス株式会社

代表取締役社長　権藤　恭子

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 23 年４月 13 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①新進綜合設備株式会社　②東京都知事(1)90184　③代表取締役　竹内悟　④東京都千代田区神田美土代町７番地　新進綜合設備株式会社　代表取締役　竹内悟

①株式会社アカシ　②東京都知事(4)70816　③代表取締役　増田清子　④東京都中野区中央２―９―１　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中野区中央二丁目９番１号　株式会社アカシ　代表取締役　芹澤眞澄

①株式会社南岡産業　②兵庫県知事(1)451202　③代表取締役　南岡守　④兵庫県姫路市坂田町48　⑤1000万円　⑥兵庫県知事　⑦兵庫県姫路市坂田町48　株式会社南岡産業　代表取締役　南岡守